

令和6年度

第3回 佐々町農業委員会総会議事録

令和6年6月25日（火）

佐々町農業委員会

令和6年6月 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和6年6月25日(火)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和6年6月25日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	7	荒木 武士 君
8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	本山 元継 君				

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君	推進委員	玉置 義則 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
3	山下 夕見子君	4	井手 俊博 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 全国農業委員会会長大会について

(4) 審議事項

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書について

(5) その他

① 7月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第3回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに寶持会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） 皆さん、こんにちは。皆様方におかれましては、お仕事の大変お忙しい中に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先週17日でしたか、九州北部が梅雨入りと発表されました。本町も先週末から、ぐずついた天候が続いておりますが、九州南部や沖縄地方では、記録的な大雨等による土砂崩れ等、被害、災害が起こっております。

本県、本町では、そういった被害がないことを願い、梅雨明けすることを願っております。

皆様も御存じかと思いますが、本町で建設現場等での事故が起こっております。人ごとではございません。農作業中の事故というのも大変多いわけでございます。トラクターの横転事故だったり、田んぼを見回り中に足を滑らせての転落事故等、多いわけでございます。

地域それぞれで農作業をされることと思いますが、近所の皆さんや農業仲間といった人たちに、そういったお声がけをすることが未然に防ぐことにもつながると思いますので、そういったことを、皆さんやっていたきたいと思います。

本日も議事が上程されておりますので、スムーズに進行できますよう御協力のほどよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は12名です。濱野委員から欠席届の提出がっております。最適化推進委員は4名です。玉置委員から欠席届の提出がっております。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっております。

ますので、3番、山下委員、4番、井手委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、日程2は終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号全国農業委員会会長大会について、築城委員から報告をお願いいたします。

5番（築城 武美君） 報告させていただきます。

全国農業委員会会長大会となるものに参加をさせていただきました。会長、会長代理ともに農繁期に入ったために、誠に参加をしがたい状況でしたということがありましたので、代理の代理の代理で私が参加をさせていただきました。

皆さんの手元には復命書というものを差し上げておりますが、もう少し具体的などころで説明をさせていただきたいと思っております。

まず一つは、国会で食料安全保障の確立ということで、改正基本法というものが成立した日でございます。参議院でこれが成立をし、今後の食料安全保障の確立に向けた政策の具体化というものが進められるということになりました。

改正基本法の理念を実現する（聞き取り不能）安定的な財源の確保、適正な価格形成の仕組みの早期構築と国民理解の醸成、商品価格等のアピールをしようとか、それから3つ目に、直接支払制度の見直しと新たな制度の創設が盛り込まれました。

また、中山間地域等直接支払制度の運用改善、それから農地の維持、地域振興交付金制度の創設というものが、その実現に向けて議論をされた。その他、地域計画の策定の実現に向けて、国の支援をしてくれという決議がなされました。

それから、農地担い手、農村対策の確立については、農地の確保と効率及び適正利用、それから農業の農村を担う者の育成確保、農村の持続的発展等、また農業委員会組織の予算確保及び体制整備、それから農業委員会組織の予算確保、体制整備については、復命書の中にも書いておりますけれども、農業会議の事務局長の前田事務局長の発言で、この政策を実行に移すために代議士要望をさせていただきました。

その中で、4番目に書いておりますけれども、長崎県選出国會議員に対する要請行動が班別で実施され、佐々町は山田勝彦、金子容三代議員に実施しましたというところの中で、山田代議士のところで、佐々町の組織体制が脆弱であるということの前田事務局長が要望いたしまして、これについては、ぜひ、複数化について努力をしたいので、予算措置その他の応援をお願いするという形で山田代議士に話をしたところです。

自分も、古庄町長についてはよく存じておるので、そういうふうになるように努力をしたいという御回答を頂いて帰ってきました。

それから、この決議に基づいて決議の要請行動をしたんですけれども、要請行動をした後、長崎県の農業会議会長協議会というものがあまして、それに参加をさせていただきました。

それには、懇親会の席になったときに、地元選出議員のうち古賀代議士、加藤代議士、山本参議院議員、3人が出席をいたしました。

翌日は現地視察というものがあまして、長崎県のアンテナショップ、それから石川県のアンテナショップ、石川県については、能登地震等の被害に対する支援というものを兼ねて、アンテナショップを支援にお伺いをしました。

また、その後、日本最大の市場であります豊洲市場、そここのところにできた千客万来という食堂街です。こういうところにも視察をさせていただきました。

結果的には決議表明なるものがなされまして、全国農業大会に2件、団体から決議表明がなされたということでもあります。

全国的な地域計画の策定に向けて努力中であると、ぜひ、来年3月までの間にこれが成就できるように、各地区、各農業委員会は取り組んでほしいという要請も行われました。

ぜひ佐々町も、それに向かって具体的な行動、口ばかりって言いよるとですけれども、具体的な行動が全くなされないの、具体的な行動を進めなくてはいけないんじゃないかというふうに感じたところでもあります。

すでに農業新聞で具体例が出てきたり、うちはこうしましたとか、こういうことをやりましたとかという報告があっておりますから、すでに農業新聞を拝読された方に聞いたら、そのやり方等についても、ある程度のその進め方が分かっているんじゃないかなというふうに思っておりますから、今後、それに向かって我が農業委員会がどう対処していくのかという議論を活発にしていける必要があるなということを感じて帰ってまいりました。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして御質問等はございませんでしょうか。——ないようですので、以上で日程3、報告事項を終わります。

次に、日程4、審議事項に入ります。

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） それでは、議案書の5ページのほうをお願いします。

議案第6号、農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてでございます。令和6年6月25日提出の農業委員会会長です。

対象の土地につきましては、佐々町石木場免字船坂〇〇〇〇と同じく字船坂〇〇〇〇。

面積につきましては、643m²と26m²でございます。

譲受人につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇でございます。譲渡人につきましては、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。

申請理由につきましては、売買による所有権移転というところでございます。

対象の土地についてですけど、19ページに航空写真位置図の分をつけておりますので御確認をお願いします。

場所につきましては、町道神田線を吉井の方向に向かっていただいて佐々小学校に下りていく踏切を通過した後の、約100mほど行ったところを角山のほうに登っていく道路がございまして、一带、その圃場整備がされている農地の真ん中を登り上がっていくところの突き当たりのところの大きい圃場のほうが643m²の〇〇〇〇でございます。ちょこっと残っているところの、残地のところになりますけど、26m²の分が〇〇〇〇のところでございます。

ここで、説明の中で御確認いただきたい点なんですけど、資料の9ページをお願いします。

現在のところ、譲受人の方の自作所有地というところがゼロでございます。下の括弧書きで書いているところが、農業経営者はまだ、おやじさんのほうで、〇〇〇〇さんが農業の経営をされている形で、税の申告についても、おやじさんのほうで付け出しをされている状況でございます。

〇〇〇〇さんのところの経営面積を、括弧書きのほうで書かせていただいている状況で、今までの手続上であれば、農業経営者の方が3条の譲受人のところを設定する形ではあるんですけど、実際にお金を出す方が、今回の息子さんのほうの譲受人の方が、お金を出して農地を買うという手続になってきておりますので、それを、その手続上の話にはなるんですけど、〇〇〇〇さん、おやじさんのほうで買うとした場合には、仮に100万円以上になった場合お金の出どころ的に、税法上の譲渡所得、贈与税がかかってしまうということが考えられますので、農地面積が撤廃されていることにも伴いまして、農業は実際、息子さんのほうが平日の夕方、もしくは土日の仕事が休みのときに、水田等の耕作をされているということで、150日以上農業従事日数が確認されましたので、3条のこの手続につきまして、息子さんのお名前で申請、譲受人の3条申請をしていただいている形でございます。

説明につきましては以上です。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。——よろしいですか。

それでは採決を行います。議案第6号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。——ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することといたします。

次に、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の21ページをお願いします。

議案第7号、農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。令和6年6月25日提出、農業委員会会長でございます。

内容につきましては、土地の所在地が、佐々町志方免字六ツ枝〇〇〇〇、地目が田、現況は耕作されていないところでございます。1, 192m²でございます。

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

申請の理由につきましては、贈与による所有権移転でございます。

場所についてですけど、資料の33ページをお願いします。

この土地につきましては、先月の5条、4条申請による転用の申請と農地改良届があったところの付近でございます。佐々川大橋を渡って、県道で江迎のほうに抜けていく道のところの中腹の先月審議いただきました転用申請のところの隣接の圃場というところでございます。黄色で囲っているところの部分でございます。

申請内容としましては、親戚関係ということでございますけど、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの3条による譲渡という部分が、2月の総会の折にも隣接地の3条申請が出ておりましたけど、今回、また改めて、〇〇〇〇さんにつきましては現時点でイチゴの農家をされているんですけど、それ以外の農地は、ちょっと自分では手を入れることができないということで、親戚の〇〇〇〇さんに譲渡するという内容でございます。

説明については以上で終わります。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。——ないようですので、それでは採決を行います。議案第7号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。——挙手多数ですので、承認することといたします。

次に、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の35ページをお願いします。

議案第8号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転、許可申請承認につ

いて、知事処分分でございます。令和6年6月25日提出、農業委員会会長でございます。

土地の所在につきましては、佐々町石免字原〇〇〇〇の現況、地目が田の301m²でございます。

譲受人につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇と〇〇〇〇でございます。譲渡人につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇でございます。

転用目的につきましては一般個人住宅の木造2階建の住宅を63.76m²分の建設をしたいということでございます。

場所についてですけど、41ページをお願いします。

国道204号線を佐世保のほうに向かって走っていただいてもらって、すみません。40ページのほうが分かりやすいと思いますので、その上の段のほうを御覧いただきたいと思います。

町営の〇〇〇〇があるところの交差点を木場のほうに登って、その突き当たりの圃場の一角が今回の申請地となっております。

それと、すみません、43ページをお願いします。

地籍図がついておりますけど、もともとこの301m²分のこの土地につきましては〇〇〇〇の同じ敷地の農地でございました。今回の転用の目的で分筆された地番が〇〇〇〇、現況はその次のページの44ページ、45に現況の写真をつけております。

47ページを御確認いただきたいんですけど、道路に面したところに進入口がありまして、建物が建つという内容でございます。

被害防除計画のところ、46ページをお願いします。

46ページの被害防除計画につきまして、土地の形状につきましては、現状のまま利用するということでございます。

①の(2)でございます。被害防除措置というところで、のり面保護を行うというところの対象地につきまして、47ページのところを見ていただきたいんですけど、転用する住宅敷地となるところの南側のところでございますけど、水路が走っております。その部分を崩れないように安定化させるための措置を行うということでございます。

②の農業用配水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置のところでございますけど、雨水につきましては水路放流、水路の放流先につきまして、道路側溝のほうに計画をされております。汚水、生活雑排水につきましては公共下水道のほうに接続という流れでございます。

③のところの隣接周辺農地に係る営農条件に生じさせないための措置としましては、建物の高さを加減するというところでございます。建物の高さが8.25m程度ということ

ろでございます。

事務局からの説明は以上で終わります。よろしくお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、地元委員の説明をお願いいたします。7番。

7番（荒木 武士君） 6月20日に4人で立ち会いまして、この〇〇〇〇さんのところを確認しまして、その土地の横側に斜面があつて、その下に用水路が流れているんです。浄香谷から大新田のほうに用水路が流れています。そこでまだ斜面になっているもので、泥の流出があるんじゃないかということで、一応、防水シートをするのか、コンクリでするのかを確認しました結果、一応、どちらにするかははっきり分からないということですけど、一応、要望としてはコンクリートをしてもらいたいということを要望しております。

それと湧き水です。もともとが田んぼであるため、水がたまりやすいということを説明して、おりますので、田んぼの泥の表面を取ってもらっても、取った後に、砂、土を入れられても、たまりやすいので、湧き水が出ると思うんですけど、その対策はどうするのかとも説明しております。その対策は泥を入れてからのことだと思いますので、よろしくと言っております。

そして雨水については、用水路には流さないということで約束しております。道路の側溝に流すようにしているということです。それで用水路は5月から9月まで水を流すことになっていきますので、それまで説明しております。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。——一旦、休憩いたします。

（休 憩 午後 1 時 59 分）

（会議再開 午後 2 時 01 分）

会長（寶持 雅祥君） それでは、会を再開いたします。

それでは採決を行います。議案第8号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。——挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

以上で、日程4、審議事項を終わります。

次に、日程5、その他に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 7月の定例会日程についてでございますけど、今回から、ちょっと先に印字をさせていただいているところなんですけど、すみません。申し訳ございません。五役会の日程を7月18日木曜日ということで記載をさせていただいたんですけど、ちょっと16、17って、長崎のほうでシステムの研修が、私のほうが入ってしまいまし

たので、19日金曜日に日程変更させていただいてもよろしいですか。よろしくお願いいたします。

続きまして、総会につきましては、こちらに記載されているとおりで7月26日金曜日の13時30分から、場所はこちらの3階、第1会議室のほうでよろしくお願いいたします。

それと、総会終了後になりますけど、県の農業委員会からの日程調整で、地区別農業委員会の委員研修を、この場所で総会が終わり次第させていただきたいということで日程の調整が言ってきておりますので、この日程で調整をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） 一旦、休憩いたします。

(休 憩 午後 2 時 03 分)

(会議再開 午後 2 時 05 分)

会長（寶持 雅祥君） それでは、会を再開いたします。

その他です。2のその他に入ります。事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません。ただいまお配りさせていただきました志方地区、先月審議をいただきました志方地区の資材置場の資料でございます。先月の総会を經まして、資料を県のほうに進達をさせていただいております。

3,000m²以上の転用でございましたので、県知事のほうから、諮問機関である常設審議委員会という農業会議が事務局になるんですけど、そちらのほうでの説明が6月の10日にあっております。

その際に、諮問機関でオーケーという形で、答申が県知事のほうになされた後に承認という流れになるんですけど、この件につきまして、今月の6月10日の常設審議委員会の折に一旦保留という扱いになっております。

その後、持ち帰りまして調整をさせていただいた結果ということで、今、お手元のほうに資料を配布させていただきます。

内容につきましては、農地法絡みのところでの異議とか意見があったとかではなくて、結果、転用面積農地の転用面積は全く変わらず、ただ、取扱いとして委員さんから指摘が出たところを対応させていただいたところが、赤道につきましては改造の内容で手続をされているというところで、③のところの青水路の用途廃止の方向は、もう変わらないんですけど、①の赤道につきましては、現行の赤道を、一旦改造を認める方向であって、土地の整備後に付け替えを行うということで。②のところをのり面の外側を回るような形で、里道の付け替えをさせていただくっていうのが、赤道の改造とか廃止とかの承認は、町長部局のほうになるんですけど、里道の改造については改造を認めます。ただし、整備がで

きた後には付け替えをさせていただくってことでの条件付けをするって内容で許可承認を、水路と里道については下りる方向で、その調整の下、7月10日のまた常設審議委員会のところで説明を行いたいと考えております。

今回の調整した内容の結果を事務局、県の農業会議の事務局、あと県庁の担当課のほうにも確認したところ、この内容ですと常設審議委員さんの説明意見に対してもクリアできるでしょうって内諾のほうは頂いているところです。

先月の委員会審議からすると、赤道の要件のところのみが変更になっておりますので、その変更になったところを、今回、今日、説明をさせていただきたいと思って資料をお渡しした次第でございます。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） この件に関しまして、皆様から何か御質問のあられる方はどうぞ。5番。

5番（築城 武美君） 農業委員会自体がタッチできる話ではないんですけども、里道水路については、役場の建設課所管の取扱いですよ。流れがです。この資材置場の真ん中に、1の赤道が現在あるのは、所管課としては売却をするんですけども、将来は。それで、右側にぐるっと回ったこの赤い部分、これは付け替え道路として町が管理していくんですけども、しかし、この前の申請書の中でも、ここには多分、耕作用道路として、ここは別に道があるんですけど、中ではね。だから、耕作用道路の横に赤道の付け替え道路がつくという前提で、今回協議が成立するという話なんです。

そういうことでよろしゅうございますか。以上です。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません。説明が、ちょっと不足しておりました。

もともと先月の説明の折に、農地通路って赤線引いているところの整備した後に、奥の〇〇〇〇さんの農地改良した圃場に、軽トラックやトラクターとか入っていけるように道路の整備を行うという内容でございました。

そこが、個人さんの持ち物、土地になりますので、第三者の方が通れないってなってしまうことを懸念された内容の整理の結果としまして、付け替え道路ということで里道のほうを設定させていただくことで調整をさせていただいております。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） ほかに何か御意見、御質問ありませんでしょうか。8番。

8番（北川 英明君） すみません、水路の件ですけど、これは廃止になっているんですけども、

下の方は、もうこれは要らんということで、よかったですか。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 水路の廃止につきましては、県道の下をくぐる形で水路が続いているんですけど、この水路からしますと南側のほうが、すでに農地の転用がされていて、

今、家が建っているところでございます。

結果的には、今が土砂の堆積等により水路の機能がないという状態でございますけど、仮にこれを通水させた場合は、大雨のときは下流側の敷地に雨水が流れ込む形で、機能を回復させると逆に危険だというところで廃止という取扱いでございます。

ちょうど、この色を引いているところで、水路としては切れた形になっておりまして、その隣接地につきまして宅地が、もともとは田んぼだったところが宅地に変わっておりまして、その田越しで小川のほうに水が落ちて、志方川のほうにつながっていくという流れになっております。

担当課の建設課の方としましても、廃止でもやむを得ないという形での取扱いとなっております。よろしく申し上げます。

8番（北川 英明君） 分かりました。

会長（寶持 雅祥君） ほかに何かありませんでしょうか。——この件に関しましては、以上で説明を終わりたいと思います。

事務局長。

事務局長（作永 善則君） 本日、お手元のほうに農業会議のほうから配布されている資料についてなんですけど、こちらのほうはお手持ちで持ってもらって、こちらのほうを地区の方、対象となる方に5部、配布をお願いしたいというところでの農業会議からの説明でございます。

あと配布した方で、農業者年金の内容等を確認したいと言われる場合がございますら、事務局のほうに電話を頂くか、もしくはお手数ですけど、農業委員会の窓口のほうに見えていただくかしていただくと、内容等を詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

なかなか言える話ではないんですけど、結果、農業者年金の掛金になる保険料については社会保険料控除ということで、通常生命保険とかの年金型の保険料に比べますと、負担した金額が全て、どちらかと言えば貯金というか積立てみたいな形になりますので、かつ、払った掛金自体につきましては、一般の生命保険よりも払った金額全額が社会保険料控除という取扱いで、税負担においても所得税、住民税でも有利に働く面とかもございまして、希望される方の事情にもよりますけど、許されれば農業、税務の申告書も一緒に併せもって役場の窓口に見えていただくと、また詳しい説明ができるんじゃないかなと考えております。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） 8番。

8番（北川 英明君） この件ですけど、農業者年金のほうなんですけども、私が今、農業年金

の佐々の方の、一応、会の代表みたいなことをやっているんですけども、私が、実際に払っているときは、月2万円払っておりました。それで、年間24万円、それが控除されるってことはもう分かりますけども、実際に、今、町内で何人くらい掛けているかなと思って、私は、それをちょっと聞きたいんですけど分かりますか、そこら辺は。

事務局長（作永 善則君） すみません、今、手持ちでちょっと情報がありませんので、すみません。

ただ去年、この大本の本部の農業者年金の年金機構のほうへ、システムで接続して、加入者につきましては事務作業が資格の確認ができるように、農業委員会のほうでネット上で設定をさせていただいていますので、加入者の方の資格確認っていうのはできる体制を取っているところでございます。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ほかに皆様方から何かありませんでしょうか。——ないようですので、会を閉めたいと思います。閉会してからも、しばらくお話がありますので、そのままお待ちください。

以上で日程が全て終了しました。どうも、皆様、ありがとうございました。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 2 時 20 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 齋 持 雅 祥

会議録署名委員 井手 俊博

会議録署名委員 山下 夕見子